

和歌山県地域医療構想（新宮保健医療圏構想区域）調整会議 設置要綱

（設置及び名称）

第 1 条 和歌山県地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 2 項第 7 号の規定に基づき和歌山県が策定した地域医療構想をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、同法第 30 条の 14 第 1 項に定める「協議の場」として、和歌山県地域医療構想（新宮保健医療圏構想区域）調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- （1）地域の医療機関が担うべき病床機能に関すること
- （2）病床機能報告制度に基づく情報の共有等に関すること
- （3）地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条の規定に基づく県計画に盛り込む事業に関すること
- （4）その他、和歌山県地域医療構想の達成を推進するために必要な協議事項
- （5）外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

（調整会議の組織及び委員）

第 3 条 調整会議は、関係行政機関、医療関係団体、関係医療機関等（別表）から選出された委員をもって構成する。

（議長及び副議長）

第 4 条 調整会議に、議長を置く。

- 2 議長には、和歌山県新宮保健所長があたる。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 議長は、必要があるときは、調整会議に諮って副議長を置くことができる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第 5 条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、調整会議の議事等に応じて出席を求める委員（以下「出席依頼委員」という。）を柔軟に選定することができる。
- 3 調整会議は、出席依頼委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議長は、委員の代理出席を認めることができる。
- 5 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 議長は、上記の委員のほか、必要があるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会）

第 6 条 専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、調整会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第 7 条 調整会議の庶務は、和歌山県新宮保健所において処理する。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 10 日から施行する。